

# 年末の交通事故防止運動

<目的> 一人ひとりの交通安全意識及び交通マナーの向上を図るとともに、思いやりのある交通行動により、交通事故防止を図ることを目的とします。

<期間> 令和元年12月1日(日)～10日(火)

<知っていますか> 道路交通法改正による「ながら運転の厳罰化」

## 厳罰化！ ながら運転 —令和元年12月1日施行—

令和元年12月1日より、ながら運転(下記(例)参照)が大幅に厳罰化されます。

みなさん、未だに「運転中、ちょっとスマホを触るくらい、ちょっと電話をするくらい、他の人もやってるし、バレないだろう」といった甘い考えを持っていませんか。

以前飲酒運転が厳罰化され、今や「飲んだら乗らない」が常識になったように、携帯電話やスマホを持ったまま通話をしたり、画面を注視することは絶対に許されません。

(例1) 携帯で通話



(例2) 携帯を操作



(例3) カーナビを操作



ながら運転等は  
歩行者・自転車も危険

どうなるの？ ながら運転の処罰・処分

～詳しくは裏面へ～

令和元年度「年末の交通事故防止運動」実施計画表

1 運動期間中、特定の日に実施するもの

日時	場所	行事名	関係団体	内容
12/1 (日)	—	広報あかしによる 広報	市	広報あかしに交通安全の記事を掲載し、市民に交通事故防止を呼びかける。
12/1 (日) 10:30～17:00	パピオス明石	年末の事故防止イベント	警察	県警音楽隊による演奏及びドライブシミュレーター等の活用により、市民に交通事故防止を呼びかける。
①12/2 (月) 13:00～13:30 ②12/6 (金) 13:00～13:30 ③12/9 (月) 13:00～13:30 ④12/10 (火) 13:00～13:30	コベルコ自動車教習所	ミニ シルバー ドライバーズスクール	警察	高齢者に対し、ドライブシミュレーターを活用して、参加・体験・実践型の交通安全教室を実施する。
①12/3 (火) 10:00～11:10 ②12/6 (金) 10:00～11:10 ③12/9 (月) 10:00～11:10 ④12/10 (火) 10:00～11:10	①福田 保育園本園 ②王子 保育所 ③フルーツバスケット 保育園 ④江井島 保育所	交通安全 教室	安協・ 警察	保育所で交通安全教室を行い、交通事故防止を呼びかける。
①12/4 (水) 14:00～15:00 ②12/5 (木) 14:00～15:00	①JR 明石 駅前 ②JR 西明石 駅前	交通事故 防止啓発 街頭キャンペーン	地推・ 警察	高齢者及び自転車利用者に対し、啓発資料等を配布し、交通事故防止を呼び掛ける。
12/5 (木) 7:30～8:30	明石城西高校 近辺	横断歩道の歩行者 優先	警察・ 安協・ 市	横断歩道における歩行者優先啓発 行い、交通事故防止を呼び掛ける。
12/6 (金) 15:00～16:00	兵庫県立農林 水産技術総合 センター	企業講話	警察	企業の従業員に対して、交通安全 教室を行い、交通事故防止を呼び かける。

※雨天等により、予定を変更する場合があります。

## 2 運動期間中、継続実施するもの

行事等	場所	関係団体	内容
横断幕・のぼり旗等の掲出	市内一円	安協・自家用・警察・市	「交通事故防止運動実施中」などの文字を記載した横断幕やのぼり旗を掲出する。
立看板等の掲出	市内主要事業所・学校等	市内主要事業所・学校等	市内の主要事業所・学校等に対して、交通事故防止を呼びかける立看板等の掲出を依頼する。
店内放送と懸垂幕等の掲出	市内主要店舗等	市内主要店舗等	市内の主要店舗等に対して、交通事故防止を呼びかける店内放送と懸垂幕等の掲出を依頼する。
安全運転管理者選任事業所に対する広報	市内一円	安管	安全運転管理者選任事業所に対して、交通事故防止運動の実施要綱等を配布し、安全運転に対する意識の高揚を図る。
電光掲示板を利用した広報	明石警察署	警察	電光掲示板に「年末の交通事故防止運動実施中」や重点項目などを表示し、交通事故防止を訴える。
マイカー運転者に対する広報	市内一円	自家用	マイカー運転者に「交通事故防止運動」実施要綱等を配布し、交通事故防止を呼びかける。
庁内放送	市役所庁内	市	庁内放送により、来庁者や市職員に対し交通事故防止を呼びかける。
インターネットによる広報	—	市	ホームページに本要綱を掲載し、市民へのPRを実施する。
コミュニティバスにおける車内広報	コミュニティバス車内	市	コミュニティバス車内にポスターを掲示し、交通事故防止運動について周知する。
CATV放送	—	市	明石ケーブルテレビの放送に「年末の事故防止運動」や重点事項などの静止画を依頼し、市民へのPRを行う。
電子公告スペースを利用した広報	市役所1～2階	市	電子広告スペースを利用して、運動を知らせるメッセージを発信する。

<略称一覧>

警察＝明石警察署，安協＝明石交通安全協会，自家用＝明石自家用自動車協会，教育＝明石市教育委員会，安管＝安全運転管理者部会，地推＝明石地域交通安全活動推進委員協議会，推進協＝明石市交通安全推進協議会，市＝明石市

# 【ながら運転、厳罰化】

## ながら運転をした場合(携帯電話使用等(保持)の罰則)

携帯電話などを手に持って通話した、または携帯電話などを手に持って画面を注視した場合

### 改正前

- 罰則 5万円以下の罰金
- 違反点 1点
- 反則金  
大型 7,000円 普通 6,000円  
二輪 6,000円 原付 5,000円

厳罰化

### 改正後

- 罰則 6月以下の懲役または  
10万円以下の罰金
- 違反点 3点
- 反則金 大型 25,000円 普通 18,000円  
二輪 15,000円 原付 12,000円

## ながら運転をして「交通の危険」を生じさせた場合(携帯電話使用等(交通の危険)の罰則)

携帯電話などを手に持って通話した、または携帯電話・カーナビなどの画面を注視し、交通の危険を生じさせた場合(※交通事故などを引き起こした場合)

### 改正前

- 罰則 3月以下の懲役または  
5万円以下の罰金
- 違反点 2点
- 反則金 大型 12,000円 普通 9,000円  
二輪 7,000円 原付 6,000円

厳罰化

### 改正後

- 罰則 1年以下の懲役または  
30万円以下の罰金
- 違反点 6点(免許停止)
- 反則金 なし(即、罰則適用)  
※上記罰則を適用

以前に違反行為等のないドライバーであっても、1回の「ながら運転(交通の危険を生じさせた場合)」で免許停止処分となります。

車はひとたび事故を起こすと大惨事を引き起こす乗り物であることを再確認し、ドライバーは今一度気持ちを引き締めて、運転に集中するようにしましょう。

## 編集後記

年末はイベントや忘年会など、飲酒の機会が増え、気持ちが緩みがちです。  
油断していると事故は一瞬で起こります！飲酒運転は絶対にしないでください。  
みなさん、今一度“気を引き締めて”1年を締めくくるようにお願いします。



～ゆっくり走ろう 子午線の街 明石～  
主唱 明石市交通安全推進協議会  
事務局 明石市都市局道路安全室交通安全課

☎078-918-5036

